

【10 釈文】 百姓衣類盜難一件届（文政3年）

乍レ恐以ニ書付一御届申上候

一当二月八日夜、本宿村百姓太左衛門  
土蔵へ盜賊忍入、衣類七品盜被レ  
取候処、同月廿八日之朝、須賀尾村  
百姓七左衛門秣積置候中ニ有レ之候を  
同人見付、早速当役勘左衛門方江相  
届候二付、役人見届候処、此間本宿村  
太左衛門方ニ而盜賊ニ衣類被ニ盜取一  
候風聞有レ之候二付、早速本宿村  
名主武助方へ相届候二付、同村役人  
并太左衛門罷越、双方立会之上  
見届候処、太左衛門被レ盜候衣類ニ  
相違無ニ御座一候間、太左衛門方へ  
受取、盜賊之儀者心当り決而無ニ  
御座一候、右ニ付此段両村役人御  
届ケ申上候、以上

上州吾妻郡本宿村

名主 武 助 印

同郡須賀尾村

名主 勘左衛門 印

文政三年

辰三月

吉川栄左衛門様

御役所

【10 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て御届け申し上げ候

一当二月八日夜、本宿村百姓太左衛門

土蔵へ盜賊忍び入り、衣類七品盜み

取られ候処、同月二十八日の朝、須賀尾村

百姓七左衛門秣（まぐさ）積み置き候中にこれ有り候を

同人見付け、早速（さつそく）当役勘左衛門方へ相（あい）

届け候に付、役人見届け候処、此（こ）の間（あいだ）本宿村

太左衛門方にて盜賊に衣類盜み取られ

候風聞（ふうぶん）これ有り候に付、早速本宿村

名主武助方へ相届け候に付、同村役人

並びに太左衛門罷（まか）り越し、双方立ち会いの上

見届け候処、太左衛門盜まれ候衣類に

相違御座無く候間、太左衛門方へ

受け取り、盜賊の儀は心当り決して

御座無く候、右に付、此の段両村役人御

届け申し上げ候、以上

上州吾妻郡本宿村

名主 武助<sup>㊟</sup>

同郡須賀尾村

名主 勘左衛門<sup>㊟</sup>

（一八二〇）  
文政三年

辰三月

吉川栄左衛門様

御役所